

(第一類 第十二號)

第二十六回国会衆議院建設委員

會議錄第十三號

昭和三十二年三月二十八日(木曜日)
午後零時四十五分開議

員に選任された。

委員木原津與志君辞任につき、その補欠として多賀谷眞穂君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
特定多目的ダム法案（内閣提出第九

四〇

○薩摩委員長 これより建設委員会を開きます。

特定多目的ダム法案を議題とし、審査を進めます。本案に対する残余の質

○足鹿委員 疑を行います。足鹿覺君。

要求をいたしまして、どう質問をいた
すつもりで参ったのであります、先
ほどこの農林水産との連合審査会によるき

ので、これとの重複を避けまして二、三お尋ねを申し上げておきたいと思ひ

ます。

が、特定多目的ダム法の運用に関する覚書なるものが、農林建設両省間にお

いて取りかわされている。それによりますと、先ほど来農林水産委員の同僚指摘された事項について、この点は

諸君からこそこそ御指摘になつた点は
やや具体的になつてゐるようであります
すけれども、これを見ましてもなお私

どもはよく理解のできない点があるのです。たとえば特定多目的ダム

三月二十八日

委員片島港君及び中島茂喜君辞任につき、その補欠として木原津與志君及び眞鍋儀十君が議長の指名で委

す
か
。

○山本政府委員 それは結局建設大臣が農林大臣に協議いたすわけでございまして、考へが違うまま処置をすると、いうことじやなくて、協議をととのえ

○足鹿委員 一方的にはやらないといふことですね。

○山本政府委員 一方的にはやらないといふことがあります。

○足鹿委員 次に三の一河川法第十七
条から第二十一条までの規定による水

和権の協議は左の各号の原則に則りこれを行うものとすること。」こういう覚

書があつて、以下二、三の取り組みが行われておりますが、その場合「(1)農業に則する活性化」、「(2)農

業水稲その他農林水産業に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合は、

利害関係者の具体的意見を十分尊重すること。」この利害関係者とは一体だれ

○山本政府委員　流水の処分でござい
ます、つまり二十二年六月五日

ますから、その流水によつて、水利権を持つてゐる人あるいはその水をとつて、ここに二影響を及ぼす、これが、土木工

たために影響を受ける人など、その水を利用している方々の意見を十分聞く

るということはないでありますから、その方法は、何か委員会のようなものを立てるにあつては会議形式のものと

作るとか、あるいは会議形式のものを設けるとか、何らかの措置を講じて行なわれます。具体的な意見を十

のでござりますが、具体的な意見を十分尊重することという具体的な方法は、どういうことを旨つておるのです

か。 ようなことをおこなうといふこと

○ 二ノ段ノ用意

事が処分するわけでござります。その際に、十分に關係者の意見を聞くということは、知事が水利権を許可するに当つて、あるいは大臣の認可を得て許可するに当りまして、自分の管内の水を使つてゐる者、そういう者の意見を十分聞こうということでございまして、従来の処置といたしましては、地元諸問といふような形式をとつておりますた。

卷之三

きな変化がなおさら起きてくるというのが、地元民の悲痛な陳情の趣旨であったのです。その後それは河川法に基いてどういうふうな措置を行われたのか。あるいは農林省はそれらに対するところの、具体的にはどういう措置が講じてあるか。さつき久保田君が言われたことは、きわめて一般的的、抽象的なことでありましたが、現にそういう事態が起きているのです。それに対する、どういう措置が講じられているか、具体的に一つ説明を願いたいのか、具体的に一つ説明を願いたいのです。

卷之三

○足鹿委員 両省間の相談ということですが、既存のものにあいう重大異変が起きておつてもほつたらかしてあるのです。今後こういうりっぱな法律をお作りになつて多目的ダムを隨所に建築していく、そういういた場合には必ずそういう変異が起きてくることはもう事実によつて証明されておるのです。それに対しても何ら具体的な措置が講じられておらぬことは非常に遺憾に思ふのです。愛知用水の問題が起きたのはあれはおとしですが、既存の関西電力のダムによつておらぬあいう重大異変が起きておるのであります。いわんや今後大規模な多目的ダムが方々に構築されるということになりました場合は、法律的根拠に基いてこれに対する措置を講じなければならぬ段階に來ておると思うのです。そこで法第四条に基いて基本計画を定めるときに、建設の目的、位置及び名称といふようなことはこれは問題でないのですが、第三の規模及び型式、これが問題になつてき、次いで四つの問題にいろいろと関連が出てくると思う。これは私もまだ研究が足りないが、補償の問題については特別立法を起すか、あるいはこのようないくつかの御答弁を聞いておりますと、既存のものはほつたらかしてあるがこれから一生懸命やるというのではちょっと省間で十分相談して参りたいと思ひます。

卷之三

私は納得がいかぬと思うのです。現実にどういうふうにされるか、これは農林、建設両大臣に私はお尋ねをしたいと思うのです。昨日も申しましたように、基本的な問題として国土の総合開発と農業との調整の問題ですが、これでどういうふうにやるかということが今後一番大きな問題になってくると思う。それについて建設政務次官もおいでになつておるようではあります、これは一事務局の答弁では済まぬと思う。どういうふうに御措置になる考え方でありますか、これをお尋ねしたい。

○小澤政府委員 これまでダムの管理につきましては確かにお説のようなことがございました。そういう点を排除するために、今回のこの特定多目的ダムの法律におきましてはそういうことのないようにしたいと思います。

○足鹿委員 いや、私は法的措置等をお講じになる考えはないかということを伺つておるので。現在までに起きたそういうものに対しても何ら手が打つてない。これは私は重大な怠慢だと思うのです。これだけの権想を持つてダムを樂くことに対する対応では私は片手落ちじゃないかと思うのであります。それを法律的な立場なり政府の責任において今後どう措置されるかといふことをもう少し明確にしていただきたいと思うのです。大臣がおいでになれば両大臣に対して私はもっとお伺いしたいのですが、その点を端的に一つお答え願いたい。

卷之三

水利権に関する処分の場合、以上いずれも建設大臣が関係行政機関の長に協議することになつておられます。協議して話し合いがつかない場合が問題となるわけであります。この点は別紙の協定を御参照願いたいと思います。

従つて実質的には農林大臣の同意を得なければならぬものと農林省では解釈しておるようであります。しかしこれは法律上において保証が与えられておらないので、この点を明確にする必要があると認めるであります。

次に負担の問題であります。一般受益者の負担の規定は第九条と第十条とに關係がありますが、当初第九条の規定のみに限定すべしとの農林、建設両省間での意見であったものが、伝えて聞くところによると、大蔵省の強硬な申し入れによって第十条の規定が追加されたのが法案作成の過程の真相のようになります。私どもは考えておるのであります。これによつて農民の負担を増加させたこととなるのであります。従来は事実上全く負担しておらないものを新しく農民に負担せしめることになりますので、この点は当然是正をする必要を認めた次第であります。

なおこの機会に、その他の問題点について私どもの見解を明らかにし、法案につきましての一応の態度をここで表明しておきたいであります。すなわち第二条で多目的ダムの規定をしておるが、農業の用に供するものが主で治水を從たる目的とするものはどうかと

の意見もあり、この点は多目的ダムは治水を主とするものに限定するということに大体なっているようありますて、第三条の特定用途に灌漑が入らないためにダムの使用権はない。この点特定用途に入ると使用権は生ずるが、アロケートした金額を負担せねばならず、しかも工事中に出さなければならなくなるために、そのような扱いにしたということになっておりますが、しかし使用権がないということは、あとで述べますような種々の問題をはらんでくることになるのであります。すなわち第四条による基本計画の作成に当つて、ダム使用権者からは意見を徵することになつておるが、農民は使用権がないため意見を述べることができない。ただ大臣や知事があらかじめその意見を聴取するわけで、いわば間接的・的にしか意見の主張ができないという点が明らかであるかと思います。

次に洪水期等におけるダムの操作、特に放水量の調節の問題等がありますが、これは操作規則を定めて処理するのであるが、洪水の場合などは判断の急を要するということになります。従つて農民に影響するところがきわめて大きく、使用権者ののみの発言権に左右される懸念が多分にあると言わなければなりません。この点あらかじめ補償問題等をも明記させる必要があるよう私どもは思いますし、また渇水の場合においても放水量の減少により農民は影響を受けることが大きく、この点も洪水の場合と同様に十分明らかにする必要があるものと私どもは考えております。要するにこれは農民が使用権がないため発言権がないといふところから問題が発生していくと

いうふうに私どもは考えまして、この際建設当局においても、現在の法案をもって足りりとせず、今後十分御検討になりまして、完璧を期する必要があると思うのであります。

なお最後に申し上げておきたいことは、先刻大臣が出向いておられましたので、政務次官におだしがいたしましたが、このダムの構築によりその下流におきまして河床の沈下あるいは河心の変化等によって用水導入施設に非常な影響をもたらしておることは先ほどの質疑においても明らかであります。たとえば木曾川水系におきまして濃尾用水その他が河床の低下及び河心の変化等によりまして取り入れ口に重大な変化が起き、そのため関係農民はこの点を非常に苦慮し、政府にしばしば陳情し、国会にもこれをなしておるのでありますが、今もってこれが解決しておらないということはまことに遺憾であります。従つて政府はこれら実情に徴されまして、今後この補償等をめぐる基本的な対策を独立法案として独立法を起され、すみやかにかかる農業との調整問題を十分御検討せらるべきことが私どもは必要であると認めたのであります。先ほど小沢政務次官の責任ある御答弁によつて、政府としては今後單独法を検討し、これを提出する用意がある旨の御答弁がございましたので、この点は附帯決議等を付することなく、ここに問題を明らかにして、私は今後の政府の善処を要望してやまない次第であります。

以上はなほた要を得ませんが、たゞいまの特定多目的ダム法案に対する修正案提出の理由といたす次第であります。

○薩摩委員長 何とぞ同僚委員の御賛成をわざわざ
ついて御質疑があればこれを許します。
——御質疑はないようでございます。
すから、この際国会法第五十七条の三
の規定によりまして、本修正案に對する
内閣の御意見を聽取いたします。
○南條國務大臣 ただいま修正案が野
党側から提出されておりますが、政府
といたしましては、ただいままでの審
議の過程におきまして、ただいまの修
正案の内容につきまして懇切な答弁を
いたしたつもりでございます。従いま
して、その御修正になりまする内容に
つきましては、今後運営の面におきま
して、十分皆様の御期待に沿うように
善処したいと考えますので、原案の通
り御可決あることをお願いいたしま
す。

○薩摩委員長 これより本案並びに修
正案を一括して討論に付します。
討論の通告がないようでございます
から、討論はこれを省略し、直ちに採
決いたしたいと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○薩摩委員長 御異議なしと認めま
す。

これより採決を行います。まず足鹿
覺君外九名の提出の修正案について採
決いたします。これに賛成の諸君の御
起立を願います。

○薩摩委員長 「賛成者起立」

覺君外九名提出の修正案は否決されま
した。

次に原案について採決いたします。
原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○薩摩委員長 起立総員よつて原案は可決いたしました。

なお本議決に伴う報告書等の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○薩摩委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十八分散会

〔参照〕

特定多目的ダム法案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十二年四月二日印刷

昭和三十二年四月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局